

- 「議案第 7号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」
「議案第14号 川崎市身体障害者福祉会館条例及び川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも障害者自立支援法の改正に関連する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 特定相談支援事業の具体的な業務内容及び利用対象者の範囲について

障害福祉サービスの利用希望者の状況を評価し、サービス利用計画を立てることが主な業務内容である。利用対象者は、基本的に近隣地域に居住する市民が対象で、相談支援専門員が施設の職員と兼務の場合、その施設利用者のサービス利用計画作成については初回のみ認められている。

* 各区保健福祉センターから相談支援事業所への業務移管について

現在、業務移管に関して国から「3年間の期間で対象者全員のサービス利用計画を立てること」との経過措置が設けられており、これまで各区保健福祉センターで行われていた計画作成については、相談支援事業所の整備が行われ次第、順次移管していくこととなる。業務の移管に関しては、利用者が不安を招くことのないように十分配慮し、適切な体制を組んで対応していく。

* 各区保健福祉センターの今後の役割と再編後の相談支援事業所について

各区保健福祉センターは今後も引き続き一般的な相談窓口という機能を受け持つと同時に、支給決定という重要な役割を担っていくこととなる。また、再編後の基幹型相談支援センターについては、各区保健福祉センターと緊密な連携を図りながら、地域自立支援協議会の企画運営や、利用者の相談支援に当たっていくこととなる。

* 相談支援事業従事者の研修について

初任者研修と5年に一度の現任研修を行っているが、さらに県と市が協力し、その中間に研修を実施する体制整備を進めている。従事者のスキルアップは非常に重要なものと位置付けており、本市としてももしっかり取り組んでいきたいと考えている。

《意見》

* 相談支援事業従事者への研修実施や適正な職員配置が今後非常に重要になっていくと思われるので、相談支援事業所の実態把握に努め、適正な体制の確保に尽力してほしい。これまでの利用者にとっては手順が大きく変わることとなるため、積極的な制度の周知と親身な相談により、各区保健福祉センターが核となって地域と連携し事業を進めてほしい。

* 議案第7号は市民委員会と分割付託されているが、健康福祉局に関する部分につ

いては賛成である。

《議案第7号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第14号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第11号 川崎市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第12号 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第13号 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第15号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

「議案第79号 平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

「請願第36号 社会的弱者の国民健康保険料大幅引き上げにつながる保険料算定方式変更の4月実施を中止することと国民健康保険料の引き下げに関する請願」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市国民健康保険事業に関連する内容であるので、議案2件及び請願1件を一括して審査

《請願第36号の要旨》

平成24年4月からの国民健康保険料算定方式変更を実施しないよう、また国民健康保険料を引き下げるよう求めるもの。

《理事者の説明要旨》

旧ただし書き所得方式を既に採用している他都市と税額方式を採用している本市との間で収納率を比較しても、大きな差異は認められない。また、平成23年度から旧ただし書き所得方式を採用した東京都大田区、世田谷区については平成23年12月末時点で、税額方式であった前年度より収納率が上昇している。国民健康保険加入者には高齢者と低所得者が多く、大変厳しい財政運営を余儀なくされており、国に対して医療保険制度の一本化などの抜本的改革を早急に実現することを求めるのと同時に、実現までの間は国庫負担の引き上げなどの措置を講ずること等を要望

している。

請願に対する本市の考え方として、平成23年11月25日に川崎市国民健康保険運営協議会に諮問をした結果、法令改正により平成25年度からは旧ただし書き方式に全国的に統一されること、平成24年度の税制改正に伴い保険料算定に大きな影響を受け新たな負担が生じてしまうこと、中間所得層に係る保険料の負担緩和を図る必要があることなどの観点から、平成24年度から旧ただし書き所得方式に変更することとする答申を受けているため、対象者への丁寧な周知や収納対策の強化を継続的に実施した上で、平成24年度から算定方式の変更を実施したいと考えている。また、本市では一般会計から多額の繰り入れを行うことにより、保険料負担の緩和を図りながら収支均衡を図っているため、さらなる繰り入れの増額による保険料の引き下げは非常に厳しいものと考えている。今後とも収納対策など財政健全化の施策を継続し、国への要望を行いながらその動向を注視していきたい。

《主な質疑・答弁等》

* 国民健康保険に加入している所得階層及び世帯数について

所得なしの世帯が最も多く全体の26.4%を占め、所得100万円未満の世帯が21.7%、所得100万円から200万円未満の世帯が20.2%である。また、本市における加入世帯は平成22年度末時点で約21万世帯である。

* 保険料算定方式を変更する理由について

国民健康保険制度は相互扶助の制度であり、適正で公平な負担が基礎となる。これまでは税額方式をとっており、所得控除が多い世帯では保険料も低く抑えられていたが、その分中間所得層の保険料に偏ってしまうという状況であった。今回は全国的な法令改正や税制改正がなされる中、川崎市国民健康保険運営協議会からの答申を受けたことにより、対象者に丁寧な説明と周知を行い、収納対策も強化した上で、旧ただし書き所得方式への算定方式変更を平成24年度から実施するものである。

* 国民健康保険制度の維持について

高齢化と医療の高度化が同時に進行している現在、医療保険制度全体の安定的な運営を確保していかなければならない。国が行っている社会保障と税の一体改革の議論の中で、平成27年度に2,200億円の国費を国民健康保険に投入するという話も出てきているが、実現に向けて他の政令市と協力し要望行動を行いつつ、現行制度においても公費負担の拡充を引き続き国へ要望していきたいと考えている。

* 未納者への対策について

滞納の累積を避けるため、初期未納者への対応を徹底している。納付相談を含めたリーフレットによる現行の軽減・減免制度の周知や、専用コールセンターの設置、訪問や電話による催告などにより、未納者を放置しない体制をつくり、軽減や減免の相談があった際には丁寧に対応できるよう、各区に収納係を新設した。悪質な滞納者への対応については資力の見極めが重要であるため、税務事務経験者のOBを各区に配置し、市税事務所との連携と財産調査の強化

を図り、手順を踏んだ催告を経て差し押さえを実施している。差し押さえ実績については昨年度は697件、今年度は平成23年12月末時点で既に1,200件を超えている。引き続き市税事務所と協力し、滞納対策に力を入れていきたい。

*** 今回の制度改正と医療費抑制との関係について**

現在、高齢化の進展とともに、医療技術は高度化し、医療費も増加している。今後も、医療費全体が増加することは避けられない傾向であり、制度の根本的問題として国の議論を待たなければならない。医療費抑制は非常に難しい課題であるが、高度医療を必要とする患者と必要としない患者をある程度判別して振り分け、適正な形で医療機関が受け皿となる仕組みが必要ではないかと思われる。そのためには、患者側の意識を改めることが必須である。また、これまで本市は低所得者に配慮した形での賦課割合設定など、他都市と比べても低所得者に手厚い制度を維持してきたが、法令改正や税制改正により方式を転換せざるをえない時期に来ているため、保険料算定方式の見直しを行うものである。

《意見》

- * 国民健康保険制度は年金生活者、自営業者及び失業者などが数多く加入しているが、年金額は減少し、自営業者も不況の影響で経営状態が悪化している例が少なく、加入者全体の低所得化が進んでいるように思われる。税額方式において所得控除の恩恵を受けていた人は福祉的な要素を多く含むと考えられるが、今回の改正はそのような人たちの負担が増加するものである。拙速に1年先行して実施する必要はなく、法令改正まで1年間かけて議論し、周知を徹底するなど丁寧な対応を行った上で平成25年度から開始するべきである。
- * 市民が納付相談に訪れやすい窓口環境づくりに尽力してほしい。また、軽減・減免の制度について丁寧に説明してほしい。
- * 平成24年度予算において、国から県に公費負担の2%を移譲しているように見えるが、本来この2%は年少扶養控除廃止により地方の一般財源に充当すべきものである。昨今の国の動向を見ても、地方に権限は移譲するがその分の運営費用は全額移譲せず、不足分は地方に自己負担させるような流れがあり、平成27年度に国費2,200億円が投入されるという話も実現の可能性は乏しいと言わざるをえない。国に対して要望行動は継続しつつ、現行制度でも維持できる体制作りを考えるべきである。
- * 今回の制度変更により、低所得者の受診抑制や収納率低下に陥ることは避けなければならない。健診制度の活用により生活習慣病を始めとした疾病の早期発見早期治療、重症化前の治療が望ましいと考えるので、その点に十分留意してほしい。

《議案第15号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第79号の審査結果》

全会一致原案可決

《請願第36号の審査結果》

みなし不採択

○「議案第16号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第80号 平成23年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市介護保険事業に関係する内容であるので、議案2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 本市の基金取り崩しと県内政令市の保険料増額について

本市では県介護保険財政安定化基金から4億円、介護保険給付費準備基金から16億円を取り崩して財源に充てている。第4期介護保険事業計画から900円相当の増額となったが、横浜市では500円程度、相模原市では1,200円程度の増額となっている。

* 基金取り崩しに係る県への要望状況について

横浜市、相模原市及び本市で連携し、県に対しさらなる取り崩しを要望したが、県はこれから検討を行うが、安定化基金のうち県の分は、県の事業に充てる予定である、との回答であった。

* 介護保険給付費準備基金の余剰金について

介護保険給付費準備基金は第4期介護保険事業計画において36億円のうち26億円を取り崩しており、第5期介護保険事業計画においては19億円のうち16億円を取り崩すこととしている。国の方針として、介護保険給付費準備基金を取り崩し、また県介護保険財政安定化基金も切り崩して、介護保険料を低く抑えるような意向があり、それに従ったものである。

* 収納率低下を避けるための取組について

介護保険料の増額により、普通徴収における収納率低下が懸念されるが、初期末納者に対する徹底した対処により、滞納の累積を避ける対策を取っていく。また、コールセンターによる催告や年間通しての催告状送付などの対応、区の職員による電話催告や訪問などにより収納率の向上に努めたい。

* 介護予防に係る今後の本市の取組について

高齢化社会が進行していく中で、要介護状態にならないよう予防することが最も重要であると考えている。介護予防いきいき大作戦など各種啓発事業に精力的に取り組み、市内の元気なお年寄りの力を発信していきたい。

《意見》

* 介護事業には人材が定着せず、常に人材不足の状態である。平成21年に国が介護職員処遇改善交付金1,400億円を投入し、介護に携わる職員の環境改善を図ったが、結果的に問題解決に至らないまま交付金の支給は停止されてしまった。不足分の費用を被保険者の保険料値上げで賄うのではなく、本来は国の責任で補てんすべきである。

* 今回の介護保険料引き上げにより年金の額が目減りしてしまうため、年金生活者にとっては切実な状況である。軽減制度や減免制度を広く周知し、適用できる場合には積極的に適用するようきめ細やかに対応してほしい。

* 介護保険給付費準備基金の大幅な取り崩しは将来的な保険料の大幅引き上げを招くものと考えられるため、第6期介護保険事業計画以降に負担を残さないよう配慮し、現行制度を維持するための方法を模索しながら事業を進めてほしい。

* 介護保険は市町村の自治事務であるため、一般会計からの繰り入れを検討すべきであり、被保険者の負担増による補てんを可とする議案第16号には賛成できない。高齢化社会が進行し介護認定者が増加する中、区役所などの人的配置についても、きめ細やかな相談ができるよう増員により体制を整えてほしい。

《議案第16号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第80号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第23号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第22号 川崎市南部地区に障害者入所施設早期新設に関する請願」

《請願第22号の要旨》

本市の南部地区に早期に障害者入所施設の新設を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

本市には川崎授産学園つばき寮など6つの障害者入所施設があり、そのうちのひとつ「めいぼう」については川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画に基づき平成25年度から井田重度障害者等生活施設として再編する予定である。6施設はいずれも所在地が中原区以北であり、本市北部及び中部に偏在している状態である。受け入れ人数は市内合計で380人、そのほか290人が市外施設を利用している。川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画及び第3次かわさきノーマライゼーションプランにおいて、入所施設が本市北部・中部に偏在している現状を踏まえ、南部地域における入所施設新設の検討を盛り込んでいる。これに対し、第3期障害福祉計画では、平成26年度までに重点的に取り組む目標として、施設入所者を地域生活に移行する施策を推進している。

新たな入所施設の開設について国と協議していくに当たっては、入所希望者の実

状とニーズの把握が非常に重要と考えている。また、南部地域は施設建設用地の確保が大きな課題であり、施設の規模や機能を検討する上でも、入所希望者の詳細な状況調査が必要である。平成24年1月に入所待機者を対象とした障害者施設等入所待機者実態調査を実施したので、今後はこの調査結果を分析の上、さらなる検討を進めていきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 障害者施設等入所待機者実態調査の対象者抽出について

ここ数年の間、250人程度の方が障害者施設への入所を希望されているものと認識している。平成24年1月に行った障害者施設等入所待機者実態調査は、この250人の中から、既に施設に入所されている方や医療機関に長期入院されている方などを除いた209の方を対象に調査を行ったものである。

* 実態調査における調査項目について

年齢や介護者の有無を問う項目が存在するが、回答内容により回答者に不利となるような誘導を行うものではなく、あくまで入所施設新設に向けた検討のために必要な情報を取得するものであるとともに、入所待機者のニーズを正確に把握するために盛り込んだものである。

* 井田重度障害者等生活施設の活用について

井田重度障害者等生活施設は平成25年度から入所枠を20人分増員する予定であるが、新たな入所者については入所調整会議による選定を行った上での入所となる。南部地域への入所施設新設については、井田重度障害者等生活施設の運用による効果も見込みながら、慎重に規模や機能について検討していく必要があると考えている。

* 南部地域の施設建設用地の確保について

南部地域は現在のところ用地の確保が課題で、具体的な候補地は挙げられていないが、例えば川崎区日進町の福祉センター跡地は庁内検討会議を経て土地利用に関する基本計画が策定される予定のため、健康福祉局としても福祉施設の必要性を訴えながら跡地利用について強く要望していきたいと考えている。過去にも関係局に対し申し入れを行ってきたが、今後も引き続き関係局に対し積極的に働きかけていきたい。既存の入所施設は大部分が市有地で、一部の施設は法人所有となっているが、昨今の社会情勢を鑑みると、法人が土地を購入または借用することは困難な状況であり、本市の責任として土地を確保しなければならないと認識している。

* 南部地域に入所施設を新設することへの見解について

国や県の動向として、障害者基本法の改正や障害者制度改革の内容から見ると、施設入所者の地域生活への移行を優先し、新規入所施設の新設を認めない方向に進んでいる。本市としては南北の施設偏在を解消するため新規開設に向けて計画を推進したいが、そのためには地域で暮らす当事者や家族など関係者の現状を正確に把握し、どのような機能を施設に持たせるべきか、またどの程度の規模の施設を作るべきか等を精査する必要があると考えている。詳細な実態調査を行った上で、規模や機能を決定し、建設用地が確保できた際には早急

に施設開設が実現できるよう計画を推進していきたい。

*** 入所施設新設に係る予算案提出時期について**

川崎再生フロンティアプラン第3期実行計画において南部地域での障害者入所施設新設についての検討を行い、その後に入所施設の設計を行うため、平成26年度以降になると思われるが、第3期障害福祉計画でうたわれている在宅施策との整合性を図りながら計画を推進していくため、現段階での具体的な時期の明言は難しいものと考えている。

*** 地域での在宅施策の推進状況について**

地域のグループホーム・ケアホームの整備については年間で80人増の受け入れが目標となっており、平成22年度は目標を達成したが、今年度は達成が難しい状況である。原因のひとつとして、施設整備費や運営費の不足といった問題があげられるため、心身障害者手当の見直しに伴う新たな在宅施策のうち、平成24年度は1億2,000万円強の費用を充当することとなった。重度重複障害者の対応や、土日及び夜間の人的確保などに有効に配分し、今後もきめ細やかな配慮を行いながら取り組んでいきたいと考えている。

〈意見〉

* 施設入所者の地域生活への移行を進めることも重要ではあるが、さまざまな事情により施設新設を渴望する方が現実として非常に多くなっており、一刻も早い対応が望まれる。4,300人にも上る市民から届いた深刻な願いを実現できるよう、行政の具体的な手立てを求めたい。

* 請願では南部地域の入所施設新設が求められているが、本市の居住者が今後も安心して生活していくためには、南部地域に限らずいまだに入所施設のない多摩区や高津区にも早急に施設を整備し、グループホーム・ケアホームと連携していくなど全市的な体制を整える必要がある。

* 平成23年度に調査費が300万円計上されているが、実態調査を開始したのが平成24年1月末であり、行政の動きが遅いと言わざるをえない。また、施設建設用地の確保が難しいという点については、候補地に準工業地域を含めるなど広い視点に立って活用を検討するべきである。過去に2回同趣旨の請願が本市議会で採択されており、さらに今年度も3度目の請願が提出されている事実の重みを行政は受け止めるべきであり、市民の要求に応えるべく、さまざまな工夫により実現の可能性を模索しながら、ぜひとも早急に検討を進めてほしい。

* 実態調査の結果を画一的かつ定量的に判断すると、どのような状態の方が何を本当に求めているのかが見えなくなってしまう恐れがある。調査結果の活用段階で分析を誤ると意味のないものとなるため、調査結果については適正で的確な分析及び活用をお願いしたい。

* 地域生活への移行を推進するためには、地域で生活するための支援体制が確立されていなければならない。結果的に入所施設が必要となることは明白である。入所施設の新設と障害者の地域生活への移行は双方とも並行して考えていかなければならない問題である。本市として計画を策定するだけでなく、毎年ひとつひとつ具体的な成果を挙げ、またその成果を市民に示してほしい。

* 北部・中部の既存施設も老朽化が進む中、施設自体が存在しない南部地域への拠点施設として施設新設が望まれているのは当然のことである。在宅施策とのバランスを考えた上での再編計画をしっかりと検討してほしい。

《取り扱い》

・ 行政も請願の趣旨を酌み取っており、一刻も早く検討を進めたいという思いであることが確認できた。今後も行政としてのさらなる取組を強く求めるため、採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択